

門川町景観計画

LANDSCAPE Plans of Kadogawa town

平成30年11月

門川町



目 次

第一章 はじめに.....	1
1. 景観計画とは.....	1
2. 景観計画策定の背景と目的.....	1
第二章 景観形成の基本方針.....	2
1. 景観計画の区域.....	2
2. 景観形成の基本方針.....	3
第三章 景観形成に向けた取組方策.....	5
1. 良好な景観形成のための行為の制限.....	5
2. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針.....	7
3. その他の方針.....	8
第四章 景観形成の今後の展開.....	10
1. 町民や事業者との協働の取組に向けて.....	10
2. 門川町らしい景観を創出する段階的な取組に向けて.....	11

第一章 はじめに

1. 景観計画とは

景観計画とは、地域が持つ良好な景観を保全・形成し、住みやすいまちづくりを進めていくために平成16年に制定された景観法第8条に基づく計画です。景観計画では、対象の区域を定め、景観形成の基本的な考え方を示した上で、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。

2. 景観計画策定の背景と目的

豊かな自然（山・川・海）に包まれた本町では、自然を活かした豊かで魅力ある景観が形成されている地域・箇所が多くあります。この豊かで魅力ある景観は、暮らしにうるおいや安らぎなどの豊かさを与えるものであり、これまで本町がベッドタウンとして発展してきた大切な一つの要因になっているものと考えています。また景観には、住んでいる町民にとって「門川らしさ」を感じ地域への誇りや愛着を感じる一面もあると考えています。

このような本町にとって大切な景観は、壊れやすいものもあるものの、行政をはじめとして町民・事業者の景観に関する認識・意識は高くない現状にあることは事実です。

以上のことから認識した上で本計画は、「日本一住みよいまち」を目指す本町の景観を守り・育て、活用するための基本方針やルールを設定し、これらを町民・事業者等とも共有しながら景観に対する認識・意識の醸成を高めていくための役割を担うものです。この計画策定を最初のステップとして、今後町民・事業者・行政が協働となって、段階的にルールを更新していく、より魅力ある景観形成を目指します。



第二章 景観形成の基本方針

1. 景観計画の区域

本町は、日向灘、遠見半島、五十鈴川などの自然豊かな景観、乙島、門川・庵川の両漁港を望む湾岸景観、南北に縦断する国道10号付近の商業市街地景観、東西に横断する国道388号沿線に広がる市街地外の農山村田園景観など、多様な景観を有しています。

これらの特色ある景観を、適切に保全・創出していくために、門川町全域を景観計画区域として定めます。

なお、今後必要に応じて、重点的に景観形成を行っていく地区の設定を検討します。

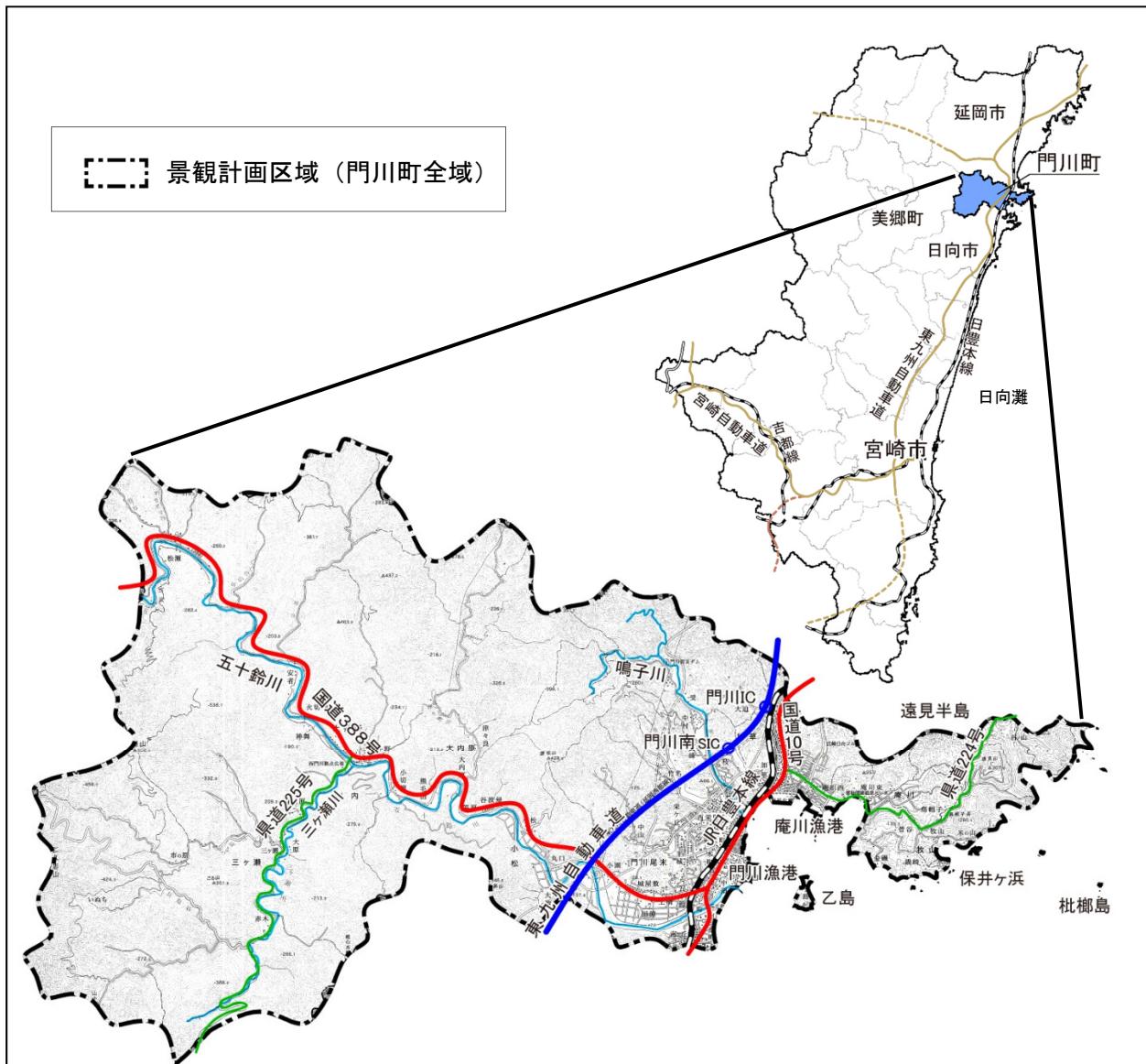


図 景観計画の区域

2. 景観形成の基本方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然（山・川・海）に包まれた本町では、自然を活かした豊かで魅力ある景観が形成されている地域・箇所が多くあります。豊かで魅力ある景観は、「門川らしさ」を感じ地域への誇りや愛着を感じたり、暮らしにうるおいや安らぎなどの豊かさを与えるものであり、「日本一住みよいまち」を目指す本町にとって重要なものだといえます。一方これらの景観は、壊れやすいものもあることも認識し、町民・事業者・行政が協働となって、より魅力ある景観形成を目指します。

(2) 市街地景観の形成方針

多くの町民が住み建物が集積する本町の市街地には、住宅地域、商業地域、工業地域に加えて、漁港や駅、道路・公園などのさまざまな景観資源があります。本町ではこれらの各景観資源を認識し、町民・事業者と行政が協働となって、市街地の各地域において緑豊かで潤いのある景観の形成に努めます。

また、乙島や愛宕山は、本町のシンボル的な景観・ランドマークとして、市街地からの眺望景観や調和の保全に努めます。



(3) 自然景観の形成方針

本町は西に豊かな山々、東に日豊海岸国定公園を含む美しい海を臨み、町内を東西に結ぶ道路や集落・市街地沿いに清らかな五十鈴川が位置しているなど、美しい自然景観を有しております。また、市街地縁辺部や本町西部に広がる田園景観は、豊かな山並みを背景として美しい田園風景と集落がみえる本町らしい重要な景観資源といえます。これらの自然景観や田園景観を本町の宝として、建築物や構造物の建築などにあたってはこれらの自然景観に配慮してもらうことなどにより、豊かな自然景観を保全します。





(4) 景観軸の形成方針

本町内の県道遠見半島線、国道10号、国道388号は、町内を有機的に結ぶ幹線道路であり、美しい海やシンボル的な乙島・枇榔島が望める景色から、本町の市街地、そして豊かな田園風景と川や山並みがつづく景観軸といえます。

今後は、シニックバイウェイ^{※1}の考えを持ちながら、住民と行政が協働で門川の豊かな自然や営みを感じる景観づくり、観光振興のまちづくりを目指します。ここで本町には、庵川地区のウォーキングコースや県内有数の魚釣りのスポットなど、豊かな自然の恩恵を受けている地域資源や、温泉施設や地場産品の情報発信・販売を行う集客施設を有しています。シニックバイウェイの取り組みにあたっては、上記の地域資源や集客施設などを、テーマにあわせて有機的に結びつけたコース設定やフットパス^{※2}の設定・整備を進めるなど、来訪者などに「寄り道・脇道」をしてもらうための魅力向上・機能充実を図ります。



※1 シニックバイウェイ：シニックは景色、バイウェイは寄り道・脇道の意味の景観施策

※2 フットパス：地域に「昔からある風景」を楽しみながら歩く（フット）ための小径（こみち：パス）

(5) 重点的な取組の検討方針

本町では、これまで景観形成に対する具体的な取組が行われていなかったことから、本計画の策定を機として、町民の景観に関する意識の向上を図り、良好な景観形成への取組を進めていくこととなります。

今後、町民の景観形成への取組熟度が高い地域や、土地区画整理事業など景観に大きな変化を及ぼす開発行為が予定される地域など、重点的に景観形成に取り組む地区を設定し、より詳細な基準を検討するなど、段階的に計画を見直します。

第三章 景観形成に向けた取組方策

1. 良好な景観形成のための行為の制限

(1) 届出対象行為

景観上、問題がある建築物等の立地を防ぎ、本町の豊かで魅力ある景観を保全していくため、町内全域（景観計画区域）において、以下に該当する行為は届出を義務付けることとします。

	行為の規模等	
建築物		
新築、増築、改築又は移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 景観法第16条第1項第1号	高さ10mを超えるもの	
工作物		
新設、増築、改築又は移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 景観法第16条第1項第2号	煙突	高さ6mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など	高さ15mを超えるもの
	広告塔、記念塔など	高さ4mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔：	高さ8mを超えるもの
	擁壁：	高さ5mを超えるもの
開発行為		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 景観法第16条第1項第3号	開発面積：1,000m ² 以上のもの	

※但し、次に掲げる行為については、届出の必要はないこととします。

- 1. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、政令で定めるもの「景観法施行令第8条参照」
- 2. 非常災害のため必要な応急措置として行う工事
- 3. その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
- 4. 農林業を営む為の土地の形質の変更
- 5. その他特に町長が認める行為



(2) 景観形成基準

前章で示した、自然景観と市街地景観の各方針に応じた良好な景観を形成するため、市街化区域（市街地景観）とその他地域（自然景観）の区分ごとに、景観形成の基準を次のとおり定めるものとします。



区域	● 自然景観	● 市街地景観
景観形成方針	・自然景観や田園景観と調和する景観を形成する。	・緑豊かで潤いがあり、落ち着いた景観を形成する。

景観形成基準			
建築物	高さ・位置	・周辺の自然と調和する高さとなるよう留意する。	・周辺に立地する建物の高さと調和し、突出しない高さとなるよう留意する。
	形態・意匠、素材、色彩	・周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。	・周辺に立地する建物と調和し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。
	建築物または敷地の緑化	・周辺の豊かな自然と調和するよう敷地内の緑化に努める。	・潤いのある市街地を形成するため、緑化に努める。
	その他の敷地外構など	・建築設備や配管、駐車場等は、覆い設けるなど景観に配慮した位置への配置、意匠とするよう努める。	
工作物		・建築物の基準を準用する。	
開発行為		・造成は、大きな改変は避け、極力地形を活かすよう努める。また、木々を保全や緑化に努める。	

2. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成において歴史的に価値がある建造物や、長い年月をかけて成長した樹木等は重要な要素になります。そのような建造物や樹木において特に重要だと認められるものを、景観重要建造物又は景観重要樹木として定め、保全・活用を図ります。

なお、指定された建造物や樹木は許可なしに改築や伐採を行うことはできなくなります。

種類	指定基準
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築等として美観が優れていること。 ・歴史的または文化的に価値が高いと認められること。 ・道路その他の公共の場所から容易に望見されるものであること。 <p>※ただし、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しない。</p>
景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然、歴史、文化等からみて、景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること。 ・道路その他の公共の場所から容易に望見されるものであること。 <p>※ただし、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。</p>



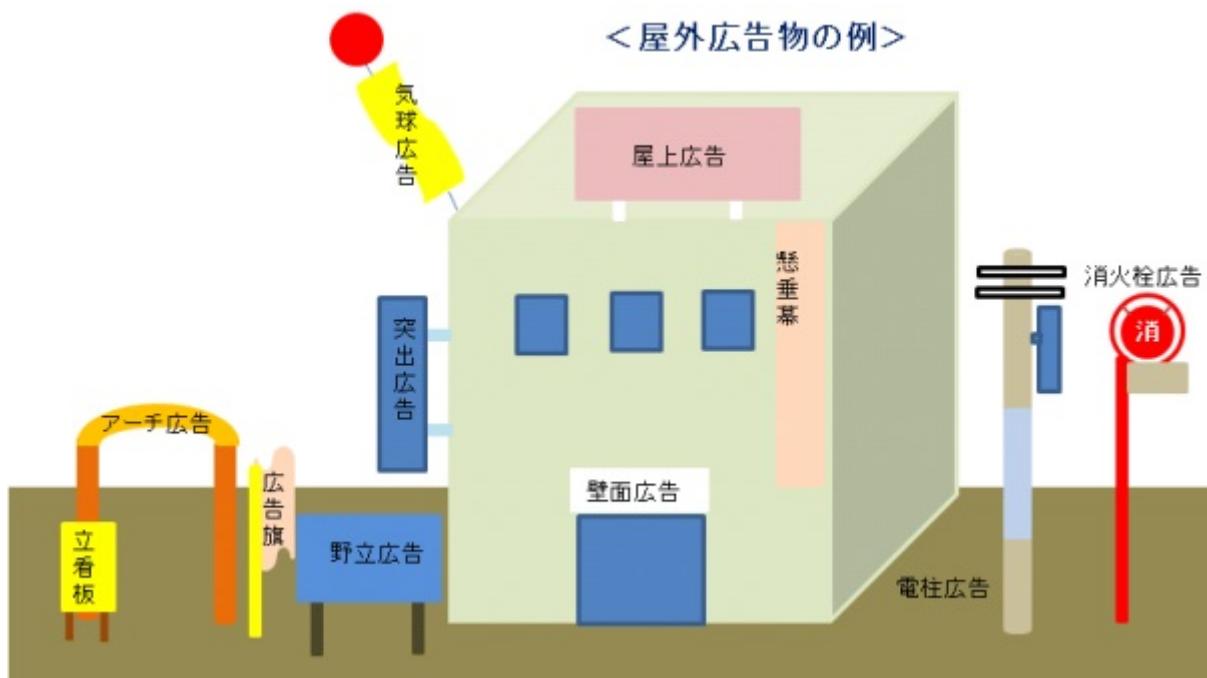


3. その他の方針

(1) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物^{※3}は、商業活動における情報提供、各施設への案内等を目的として表示又は掲出されるため、人々の目に触れやすく景観形成に大きな影響を与えます。広告物が氾濫したり、地域の状況を無視して出されたりすると、まち並みや景観を阻害し、見る人に不快感を与えることになります。また、安全性に十分な配慮がなされていなければ、強風等で落下、倒壊し、歩行者や車両に大きな被害を及ぼすおそれがあります。

宮崎県では、広告物と地域環境の調和、広告物による危害の防止を目的として、「宮崎県屋外広告物条例」が定められています。本町の屋外広告物に関しては、県の屋外広告物条例が適用され、宮崎県が主体となって広告物の規制を行っており、特に問題も発生していないことから、宮崎県の条例に基づいた取組を継続し、本町独自の取組が必要になった場合は、県と協議を行います。



資料：宮崎県ホームページ（宮崎県屋外広告物制度）

※3 屋外広告物：屋外に表示されている広告板、広告塔、看板、立看板、はり札、はり紙等をいい、表示内容や表示目的を問わない。一定の概念、イメージ等が表示されていれば該当し、絵や写真も屋外広告物になる。

(2) 景観重要公共施設

本町の景観軸となる県道遠見半島線、国道10号、国道388号といった主要な道路や、五十鈴川等の河川・水路、その他公共施設は、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備にあたっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、次に示すような特に重要な公共施設については、当該管理者との協議及び調整の上景観重要公共施設として位置づけ、景観形成の方針に沿った整備を推進していきます。

対象となる 公共施設	道路／河川・水路／公園・広場／公共建築物 ※景観法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設
指定基準	<ul style="list-style-type: none">施設そのものが良好な景観を有しているもの整備に伴って良好な景観形成に寄与できるもの





第四章 景観形成の今後の展開

1. 町民や事業者との協働の取組に向けて

良好な景観形成を行うには、町民、事業者、行政がお互いの役割を理解しながら、自らが積極的な取組を進めていくことが重要です。

本計画の策定を機とし、規制・誘導を含めた景観行政の展開を図るとともに、景観形成の取組の周知・広報による意識の向上を図り、町民・事業者との協働の取組を進めます。



2. 門川町らしい景観を創出する段階的な取組に向けて

本計画では、これまで本町全域に対する景観形成の取組がなく、今回の取組がはじめてとなることから、まずは景観づくりの土台となる良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に、本町全域を対象とした景観形成の方針や緩やかな基準を設定しています。

今後、景観づくりへの機運が高まった段階で、きめ細かな基準設定等を含む景観形成重点地区(仮称)の指定を検討するなど、段階的な計画策定を進めます。

